

ごみ資源化物売払い（第3期非鉄類）仕様書

魚沼市（以下「甲」という）が行う大型ごみ及び不燃ごみ処理から資源として回収した非鉄金属について、契約業者（以下「乙」という。）が搬出を行うことに関し、適切な確保を図るため必要な事項を定める。

1. 搬出期間

令和4年11月1日から令和5年1月31日まで。

2. 品目及び搬出予定数量並びに搬出について

(1) 予定数量（搬入量により増減する）

① アルミニウム	18,000 kg
② ガラニウム	300 kg
③ ステンレス	200 kg
④ キカイサッシ	1,000 kg
⑤ 込銅	200 kg
⑥ 込真鍮	300 kg
⑦ コード	1,500 kg
⑧ 処理不適物	1,500 kg

(2) 品質

エコプラント貯留場から搬出される品目の品質を次のように取り扱うものとする。

- ①アルミニウムは、不純物量を2%とする。月毎の総量に0.02を乗じ10kg未満を切捨てた数字を月毎の総量から除くものとする。
- ②コードは、被覆等の量を15%とする。月毎の総量に0.15を乗じ10kg未満を切捨てた数字を月毎の総量から除くものとする。

3. 搬出取扱要領

(1) 引き取り場所

エコプラント魚沼の資源化物貯留場

(2) 引渡し方法

- ① 売払い品が一定量貯留できたとき、甲は乙に連絡し、乙はこれを引き受ける。
- ② 貯留量を見ながら適宜搬出するものとし、積込車両は甲の所有車を使用できるものとする。
- ③ 搬出に際しては器物の破損、事故等は起こしてはならない。万一、器物破損及び事故があった場合は乙の責任で修理補修を行う。

4. 実績報告

乙は、当該月の数量を翌月初めに発注者に報告すること。

5. 売払い代金

① 契約は、1kg あたりの単価契約とする。

② 契約単価については、契約期間中の変更は行わないものとする。

③ 乙は、月締め数量に基づき甲が発行する納入通知書により30日以内に納める。

6. その他不明なことは双方の協議により解決するものとする。